

鳥取県教育委員会告示第5号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年2月24日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

風俗慣習の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
大山のもひとり神事	西伯郡大山町大山	大神山神社奥宮